

ヤ顔淵曰ク夫子循々然善誘レ人、博レ我以レ文、約我以レ禮、欲罷不能ト（言フハ夫子循々トシテ善ク  
誘ヒ先ヅ我レヲ博クスルニ文ヲ以テシ我レヲシテ古今ヲ知リ事物ニ通ゼシメ然ル後我レヲ約スルニ  
禮ヲ以テシ我ガ學問ヲシテ歸宿スル所アリ行者ノ家ニ赴キ食者ノ飽ヲ求ムル如クナラシム是ヲ以テ  
罷メント欲シテ罷ムル能ハザルナリト）コレ又顔淵ガソノ實況眞情ヲ言ヒシ者ナリ顧フニ夫子ノ其  
門人ヲ誘フヤ鼓舞作興、必ズ之ヲシテ踊躍シテ前マンコトヲ欲セシムル者アリシナラシ其誘掖ノ趣  
ハ今之レヲ口ニ傳ヘ難シト雖モ親シク教ヲ受ケタル者ノ情景ハ欲罷不能ノ四字ニ就キテ見ルベキ  
ノミ（未完）

## 鐵砲ヒ傳來

在文科大學

武藤虎太

弓矢棒楯、腕力の戦争は一變して智力の競争とあり、百歩の外、力を勞せずして能く標的に命中し、甲冑用を爲さず、刀槍徒らに接戦に利するのみ、火薬の發明、銃砲の製造は實に從來の兵制上茲に一頓挫を爲せり、而玄て兵制の變革は人類社會に一大段落を分割せり、借問す銃砲の本邦に傳來したるは、其れ何れの年に在る乎。

太平記、三十九卷、胡元より日本を攻る條に云、

文永二年八月十三日、大元七万餘艘ノ兵船、博多ノ津ニ押寄セタリ、中略、兵刃既ニ交ル時、鐵砲ト  
テ鞠ノヤナル鐵丸ノ逆ル、坂ヲ下ス車輪ノ如ク、霹靂スルコト、閃々タル電光ノ如クナルチ、  
一度ニ二三千投ゲ出シタルニ、日本ノ兵多く焼殺サレ、キドヤグラニ火燃ヘ付キテ、消スヒマモ  
無リケリ云々、

八幡愚童訓の載する所、亦相同じし、然れども文永中には、日本に今世の如き鐵砲は未だ見ざりしあり、思ふにホウロク火矢の類にても有りしあらんか。貞丈雜記○又は宋の世に在りし旋風軍稍躊等あるべし、本朝軍記考、尤も支那にては、明の武宗、正徳十二年即ち國朝の後柏原天皇永正十四年に、漸く佛朗機國の船舶、廣東の懷遠驛に入津し、其所の司より火砲薬剤を添て授けたること、顧應麟が説に見ゆ、夫れより以後、西蕃或は紅夷より、中國に火銃を渡せること、天工開物、武備志通雅等の書より見ゆ、武徳編年集成、其本邦に來りしは、天文二十年、葡萄牙國の人、石火矢を大友宗麟に獻せりとの説、九州記、有れども、大友家記には、天正四年の夏、南蠻より石火矢を齎らし、肥後に來り、(當時西洋各國は明、暹羅、安南、呂宋より交易し、又我西國に來りしかば、我邦にては總て南蠻と稱せり兵備沿革志) 同十年、南蠻の商船入津して、石火矢二挺を宗麟より贈る、宗麟之を得て大よ喜び、乃ち豐後臼杵の莊、丹生の嶋に運搬し、名けて國崩しと云へり、國人聞て不祥の名と爲し、眉を蹙めたれども、宗麟は意をせざりしと云ふ、太友家記されば今日の大砲とも云ふべきものは、實に天正十年以後より、我邦に輸入し來れるものあらん、

次に小銃の傳來を考ふるに、佛國人ジヤン、クラセ著、日本西教史にアントワン、ガルアンの説を引て云

千五百四十一年天文十年六月廿日、葡萄牙國商人、アントワンモタ、フランソワ、ザウイエー及びアン・トワン、ペリットト云ヘル三名、暹羅國內ドドラヨリ出帆シテ、支那國ニ向ヒ、駛進セシ途中、暴風ニ遭ヒ、日本嶋ニ漂到シ、鹿児嶋ノ地ニ入港セリ云々

ケンブルの日本史より所亦同じ、種子ヶ嶋家譜に由れば、我明應六年、始めて印度のカリキュートに

着し、土地の領主と約して、貿易を開き、永正七年印度のゴアを略し、之を本據とし、日本に向ひ、多くは明の南邊に向て貿易を始めたり、此時其商船種子嶋に漂着し、鹿兒嶋灣に入り、遂に豊後の國東郡神宮寺を旅館に定めたりと、是より葡萄牙船は、年々商貨を載せて薩摩、大隅、筑前の博多、肥前の松浦等に来る、本邦人其物品の奇異なるを以て、争ふて之を購ひ、價の高下を問はず、苟も自己の地に來らざるときは、大に遺憾に思へりと云ふ、

又朝鮮の柳相國著、懲惡錄に云

庚寅天正十八年三月、遂與義智等同發、時義智獻孔雀及鳥銃槍刀等物、命放孔雀於南陽海嶋、下鳥銃於軍器寺、我國之有鳥銃始此、

由是觀之、小銃は天正十八年以前、天文十年以後に傳來せりと思はる、南浦文集に鐵砲記を載す、薩摩の僧玄昌が、種子嶋、嶋主種子嶋久時に代りて作りたるものあり、文中云へる所曰く、

天文十二年秋八月廿五日、我西村有一大船來、船上有百餘人、其形不類、其語不通、中有明儒名五峰者、不詳其姓字、西村宰織部亟者、頗解文字、以杖書於砂上云、船上客不知何國人也、何其形之異乎、五峰乃書云、是西南蠻種之賈胡也、粗知君臣之義、而未知其禮、故其飲也不杯、其食也不箸、於是織部又書云、距此十又三里、有一津、名赤尾水、我主邸所在也、津口有數千戶、商賈往還如織、且水深而無波也、乃使人告之於我祖及父、父即使扁舟數十艘之來、隅有僧忠首坐者、日州龍源之僧也、以文字相通、

是に於て嶋主種子嶋氏と蠻船と談話し遂に鐵砲の事に及ぶ

船中有長二人、一曰牟良叔舍ムラシマクシヤ、一曰喜利志多陀孟太、手携一器長二三尺者、其爲形也、鐵管木臺、外

直中虛、而其底、密塞、其傍有一孔、通火之路也、其形無物之可比、其爲用也、入硝藥於其管中、添以小鉛丸、先安數寸白的於岸、親執其器、整其体、眇其一目、自孔點火、則火發而丸飛、莫不命中、其發也如掣電之光、其鳴也如驚雷之轟、聞者莫不掩耳、殆不知其名、亦不詳其用、人或名曰鐵砲、意外にも器物の精好怪奇あるを以て、種子島氏は遂に之を學ばんと請へり、

父請學、蠻賈曰、欲學之訣其瀘而告、曰可得聞乎、曰在正心而眇目而已、曰正心學而知之、至於眇目何也、曰物要守約、忌博見、眇目欲其約也於是、不問其價、而購二砲、令小臣篠川小四郎學藥製

是事傳へ聞て紀州根來寺の僧杉坊某、遠方より來り、其術を學ばんと請ひければ、種子島氏は其篤志に感心、一砲を贈り、叮嚀に之が術を授けたり、元龜天正年間根來寺の僧の世々砲術に巧ありしは、是が爲あり、斯くて種子島にては、愈銃器を製せんと欲し、銀冶師をして之を摸製せしめんとせしも、其底を塞くの法を知らずして空しく已ニしが、翌年、南蠻の船再び來り、其中に一鐵匠乗込ニ居たるを以て、乃ち金兵衛清定と云ふものをして、其法を學ばしめ、茲に始めて銃器を摸製するを得たり、其後泉州堺の商人、橋屋又三郎あるもの、來り寓すること一年餘、砲術を學で歸り、地方の子弟を集めて、砲術を授く、故に世俗稱して鐵砲又と云へりと云ふ、是れ紀州泉州に、砲術の廣まりし所以あるべし、斯くて天文年中、大船三艘、南方明國に航せんとせしに、颶風に漂蕩せられて、伊豆に着す、土人其貨財を掠略せんとす、時に船中に松下五郎三郎と云者、鐵砲を携へ居たりしが、百發百中、一も誤る無きを見、土人之を奇とし就て學ぶもの甚だ多く、之より關東にも銃器砲術の行はるゝを見るに至れり、世に銃器を稱して、種子<sup>カ</sup>島と云は、蓋し茲に基けるあるべし、斯くて將軍足利義輝は、種子<sup>カ</sup>島より直傳を受け、城中にて銃器を鑄造したり、種子島文書且之を上野新田の城主横瀬に傳ふ、是より以來は、銃

器益と關東に擴まるに至れり、

されば大永六年、武田家に之を傳ふと云ひ、甲陽軍鑑享祿元年、紀州根來より相州へ傳來すと云ひ、北條五代記享祿二年、豐後府内へ蕃船入津矣、大伴家へ鐵砲を授くと云ふ、九州記も悉くは信し難矣、本朝軍器考貞丈雜記に、鐵砲は古へ無りし物にして、我家に傳はる舊記には見へず、只永祿年間の書に、鐵砲にて射たる鳥と云ことあるのみ、是れ鐵砲傳來後の書籍あるべし、鐵砲は京都將軍の御代末つかた、光源院義輝公の御代、天文年中の頃、外國より渡りしを、薩摩國種子カ島にて作り、始めて日本に鐵砲傳はりたるあり、萬松院穴太の記節用集等より見へたり、永正天文頃の書ありとあるは、蓋し確論あるべし、

小銃を軍用に供したるは、何れの時に始まるゝ、天文十八九年頃の史には、砲に中り死すと書したるもの有れども、甚だ稀あり、武田信玄嘗て部下の五將に、武具の事を詰問せしこと、武具要説より見ゆ其鐵砲の條に曰、

一小幡山城守申分、鐵砲は遠き物を打に無双の道具あり、殊に城に籠りたるとき重寶あり、鐵砲の難儀は、雨降に扱はれぬ物其所斗也、と申候、

一横田備中守申分、山城守申分尤に候、敵間遠き所にて無類の道具あり、間近き勝負を鐵砲よて仕は危き事也其故は少々の内火の通せぬ事有之物に御坐候、又矢次の遙きもの也、士と士が出合には戦場は格別、其外の事に鐵砲よて仕ては、ほめらぬ事に御坐候、と申何も尤之由申候、是より先き嚴島の戦に、毛利元就の陶晴賢を攻めし時、晴賢鳥銃七口を以て元就の陣を撃てり、當時本邦未だ火器有らず、故に之を防ぐの器械なし、元就土豚を築て之を防ぎしと云ふ、關東にては竹束

と稱し、丈餘の竹幹を束ね、之を聯立して防禦せりと云ふ、されば兵器として應用したるは、弘治の初年以後の事あるべしと思はる、是より以來遂に城塞の制作より變更を來し、將軍義晴アノウ穴太の城中尾城トモ云を築くや、能く銃丸の射撃に堪るの方を講じて、築けりと云ふ、



## 雜錄

### 讀醉古堂劍掃

教授 福井彦次郎

(一) 不近人情世皆畏途不察物情一生俱夢境

孤立ト獨立トノ別深ク考ヘザル可ケンヤ

(二) 事窮勢蹙之人當原其初心功成行滿之士要觀其末路

之ヲ齊家ニシテハ夫ト爲リテハ前段ヲ反覆スベシ父ト爲リテハ後段ヲ服膺スベシ離婚ノ行レ  
易キ家庭ノ整ヒ難キ蓋シ初心ニ省ミ末路ニ鑑ミルノ足ラザルニ職由スルニ似タリ

(三) 爲惡而畏人知惡中猶有善念爲善而急人知善處即是惡根

一刀兩斷ノ心ヲ持スルハ可ナリ一刀兩斷ノ眼ヲ着クルハ不可ナリ畢竟スルニ人世ハ固是レ有機的團結矣斯邊鎮氏曰一世ヲ通觀スレバ所謂賢愚ナリ邪正ナリ左程懸隔アルモノニ非スト

(四) 凡情留セスチ不盡之意則味深凡興留イシテレスト不盡之意則趣多餘意ノ存スル所ハ卽趣味ノ存スル所世界ハ自之世界ニモ非ズ他之世界ニモ非ズ自他抱合